

商工会だより

第67号
 山口県中央商工会事務局
 本所・阿知須支所
 0836-65-2129
 秋穂支所
 083-984-2738
 阿東支所
 083-956-0032

【会員交流会】を 開催いたします

毎年開催しています「会員交流会」を本年度は、阿知須支所が引き受けとなり下記の通り開催いたします。

当会に出席していただき、

会員の皆さま同士の間睦を深めていただくとともに、情報交換を行うことにより、新たなビジネスチャンスを掴んでいただくきっかけづくりとなれば幸いです。

なお、今年度の参加募集は締め切っておりますが、定員に余裕がある可能性もございますので、参加ご希望の方は、商工会におたずねください。



▲昨年度の様子(セントコア山口にて)

◎日時◎
 平成26年11月27日(木)
 18時半～20時半

◎場所◎
 ペイザン

(山口市阿知須7395-1)

◎内容◎
 名刺交換、ビンゴ大会等

講習会のお知らせ

10月1日号で事前告知いたしました講習会について詳細が決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、いずれの講習会におきましても、事前にお申し込みいただきますよう、お願いいたします。

消費税転嫁対策窓口事業

「事業者向け講習会」
 標記研修会について、秋穂支所と阿東支所の詳細が決定いたしました。

【秋穂支所】

◎日時◎11月17日(月)

14時～16時

◎場所◎秋穂支所

◎講師◎

川村浩司 中小企業診断士

◎テーマ◎
 「顧客の心をつかむのは
 こんなお店」
 【阿東支所】
 ◎日時◎12月11日(木)
 19時～21時

◎場所◎阿東支所

◎テーマ◎

「消費税増税にも負けない地域密着型の会社がお金をかけずに集客する方法」

◎講師◎前川あゆ氏

【経営計画策定支援研修会】

既にチラシでお知らせしておりますが、再度、ご紹介いたします。

標記研修会は、自社が置かれている現状を把握し、強み等を踏まえた実現可能性の高い「経営計画」を策定する3回の集中セミナーです。

◎日時◎11月7日(金)

11月11日(火)

11月18日(火)

全て、18:30～21:30

◎場所◎阿知須支所

◎講師◎

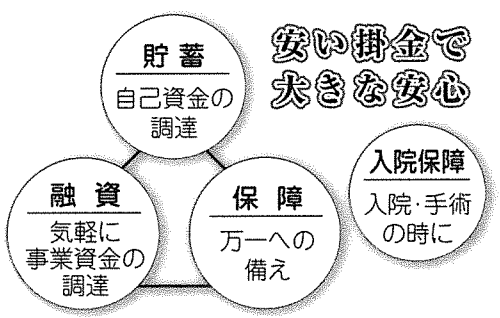
土井一海 中小企業診断士
 伊藤勝彦 中小企業診断士

研修会開催後、受講者の方を対象に、個別相談会や専門家派遣を行い、職員も含めて最後までフォローアップいたします。

共済の紹介

商工貯蓄共済

「商工貯蓄共済」は、商工会が国の承認を得て実施している正規事業です。
 安い掛金で、「貯蓄」「融資」「保障」「入院保障」の4つの備えができます。



毎月わずかな掛金で知らず知らずのうちに積み立てられる資金は、利息が付いて満期時に払い戻されます。

また、加入と同時に生命保険(団体扱いのため保険料がとても安い)に自動加入されますので、万が一の場合、保険金とともにそれまでの貯蓄積立金が払い戻されて、とても安心です。
 その他、事業をサポート

する低利な融資の斡旋も受けられます。

さらに、医療特約も契約いただきますと、病气やケガで入院した時に、1泊2日から保障されます。しかも、入院や手術が無かった時は、5年毎に5万円(合計10万円)の「無事故給付金」が支払われます。

また、先進医療特約については、11月1日以降の契約分から、通算支払限度額が1000万から2000万まで拡大され、さらに、自動更新最終到達年齢も80歳から90歳に延長されました。この機会に、先進医療特約を付与されていない方は、ご検討ください。

☆他にこんな特典も!
 今年度から、貯蓄共済に加入いただいている事業所に対し、山口県商工会独自の特典として、「健康診断助成金事業」を行い、健康診断料の一部助成を行っております。

当共済にご興味がある方、不明な点などがある方は、商工会へご連絡ください。

「**会員福祉共済**」は、商工会の会員とご家族、会員の従業員とご家族

会員福祉共済



向けに共済制度です。事故等によるケガの入院・手術等の補償の他、病気の入院・手術の補償、がん補償がございます。

掛金は、加入タイプごとに年齢・性別・職種に関係なく一律で、仕事以外でも国内外問わず24時間補償され、ケガも病気も日帰り入院から補償されます。

さらに、安い掛金で大きな死亡保障が実現される「生命保障」もございます。

消費税アップにより家計内での消費税負担が増加し、貯蓄が減ってしまっている方は多いのではないのでしょうか?しかし、生活していく上で必要な経費は削れられませんし、将来のための貯蓄も必要です。

そこで、今加入している生命保険の見直しをされ、掛金の安い福祉共済に切り替えられると、毎月の掛金を節約できるようにもなりません。

商工会では、加入されている保険証券を見せていただくことができれば、ジブラルタ生命保険(株)の担当者による保険の見直し等の相談をお受けることもできますので、ぜひ、お気軽にご相談ください。

山口税務署からの お知らせ

11月11日～17日は「税をを考える週間」

11月11日から17日は、「税をを考える週間」です。

テーマは、「税の役割と税務署の仕事」です。

国税庁のホームページのインターネット番組「Web TAX-TV」では、期間中、税に関する様々な情報や国税庁の取組を紹介する番組を配信しています。ぜひ、ご覧ください。



なお、11月8日(土)から17日(月)の期間、中市コミュニティホール(山口市中町3-13)において、小学生・中学生・高校生の「税に関する絵はがき・作文・習字」の作品展を行います。ぜひ、ご来場いただきご覧ください。

「税を考える週間」の詳細については、山口税務署(0839221340)へお尋ねください。

相続税法が改正されました

8月1日号の会報(裏面)でもお知らせしました通り、相続税法が改正されました。

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により所得する財産に係る相続税について適用されます。したがって、平成26年12月31日にお亡くなりになった方で、相続税の申告は平成27年1月1日

以降にするとした場合、改正前の相続税が適用されます。ここで、改正1と改正2について、事例を示して、考え方と計算方法をご説明いたします。

改正1【遺産に係る基礎控除】

【改正前】 5,000万円+ (1,000万円×法定相続人の数)	【改正前】 3,000万円+ (600万円×法定相続人の数)
--	--------------------------------------

改正2【相続税の税率構造】

各法定相続人の所得金額	税率	控除額
～ 1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	700万円
1億円超 ～ 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 ～ 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 ～ 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超 ～	55%	7,200万円

改正3【税額控除】 未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

改正4【小規模住宅等の特例】

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

詳しくは 国税庁 で 検索

WWW.nta.go.jp

【改正後の事例】 夫が死亡したケース

- ・法定相続人：妻(1/2)、息子(1/4)、娘(1/4) ・課税遺産総額：1億3200万円
- ・実際に相続した遺産：妻(5/8)、息子(2/8)、娘(1/8)

(1) 課税遺産総額の計算

1億3,200万円 - (3,000万円 + 600万円 × 3人) = 8,400万円

(2) 相続税の総額の計算 (※実際の相続割合ではなく、法定相続分で計算する)

妻 : 8,400万円 × 1/2 = 4,200万円 ⇒ 4,200万円 × 税率20% - 控除額200万円 = 640万円
 息子 : 8,400万円 × 1/4 = 2,100万円 ⇒ 2,100万円 × 税率15% - 控除額50万円 = 265万円
 娘 : 8,400万円 × 1/4 = 2,100万円 ⇒ 2,100万円 × 税率15% - 控除額50万円 = 265万円
 よって、相続税総額は、妻640万円 + 息子265万円 + 娘265万円 = 1,170万円

(3) 各相続人が納める相続税

(2)により計算した相続税総額1,170万円を、各人が相続した財産の比率により按分して納税します。

妻 : 1,170万円 × 5/8 = 731万2,500円
 ただし、妻は配偶者税額控除(注)により、実際の納税額は0円となります。
 息子 : 1,170万円 × 2/8 = 292万5,000円
 娘 : 1,170万円 × 1/8 = 146万2,500円

(注) 配偶者は、財産の法定相続分が1億6,000万円以下のどちらか大きい額まで無税となります。その他、だれが相続するかによって、未成年者控除などの税額控除や加算があります。

育児休業給付金制度が変わりました

平成26年10月1日から、育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取扱が変わりました。

《変更前》

支給単位期間(育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間)中に11日以上就業した場合は、その支給単位期間については不支給。

《変更後》

10日を超える就業をした場合でも、就業時間が80時間以下の時は、支給あり。

支給申請書の様式も変わりました

育児休業期間中の就業の取扱い変更に伴い、平成26年10月1日から支給申請書の様式も変わっています。

なお、就業日数が10日を超える場合は、就業時間の確認が必要になりますので、支給申請書の他に、タイムカード、賃金台帳、就業規則などの就業時間や休憩時間分かる書類を提出してください。

これらの取扱いは、10月1日以降の最初の支給単位期間からの適用となりますので、ご注意ください。